

## 吸収分割に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

2023 年 2 月 22 日

株式会社資生堂

2023年2月22日

吸収分割に係る事前開示書類  
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項)

東京都中央区銀座七丁目5番5号  
株式会社資生堂  
代表取締役 魚谷 雅彦

株式会社資生堂（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社ファイントゥデイインダストリーズ（以下「承継会社」といいます。）は、2023年2月22日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を2023年4月1日として、分割会社とその久喜工場において営む事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸収分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）

別紙1に記載のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）

本吸収分割に際しては、株式その他の金銭等の交付を行いません。承継会社は、分割会社の完全子会社であり、分割会社とその発行済株式の全てを保有していることから、かかる取扱いは相当と考えております。

3. 会社法第758条8号に関する事項（会社法施行規則第183条第2号）

該当事項はありません。

4. 本吸収分割に際して吸収分割会社の新株予約権者に交付する新株予約権に関する事項  
についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号）

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

(1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表（同号イ）

別紙 2 に記載のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（同号ロ）

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）

該当事項はありません。

6. 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）

(1) プロフェッショナル事業の譲渡に係る契約の締結

分割会社は、吸収分割により、分割会社が日本国内で保有する「SHISEIDO PROFESSIONAL」などヘアサロン向け業務用を中心としたヘアケア剤、ヘアカラー剤、パーマ/ストレートパーマ剤及びスタイリング剤商品等を日本とアジアで展開するプロフェッショナル事業（以下「プロフェッショナル事業」といいます。）の関連資産を分割会社の 100%子会社である承継会社に承継させた後に、同社の株式の 80%を Henkel AG & Co. KGaA（以下「ヘンケル」といいます。）の子会社である Henkel Nederland B.V. に譲渡するとともに、海外におけるプロフェッショナル事業の子会社株式および関連資産をヘンケルのグループ会社に譲渡することに関して、2022 年 2 月 9 日付で、法的拘束力を有する正式契約を締結しました。

詳細につきましては、分割会社の 2022 年 2 月 9 日付プレスリリース「プロフェッショナル事業譲渡に伴う会社分割（簡易吸収分割）等に関するお知らせ～独ヘンケル社と協力し同事業のさらなる成長を目指す～」をご参照ください。

(2) 剰余金の配当

分割会社は、2022 年 3 月 25 日開催の定時株主総会において、下記のとおり、剰余金

の配当を行うことを決議し、同月 28 日に配当を実施しました。

- (i) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
分割会社の普通株式 1 株につき金 30 円 総額 11,984,796,990 円
- (ii) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022 年 3 月 28 日

### (3) 自己株式の処分

分割会社は、2022 年 5 月 27 日付で、長期インセンティブ型報酬としての業績連動型株式報酬制度に基づき、2019 年 6 月時点で当社の取締役（社外取締役を除きます。）又は執行役員であった者 17 名及び同月時点で当社の子会社の役員であった者 4 名に交付するため、分割会社の普通株式 10,653 株を 1 株当たり 5,377 円にて処分いたしました。

詳細につきましては、分割会社の 2022 年 5 月 12 日付プレスリリース「長期インセンティブ型報酬としての業績連動型株式報酬制度に基づく自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

### (4) パーソナルケア製品の生産事業譲渡に係る契約の締結

分割会社は、資生堂久喜工場及び資生堂ベトナム工場において営むパーソナルケア製品の生産事業を譲渡することを目的として、CVC Capital Partners が投資助言を行うファンドが直接又は間接に出資をしている法人である Oriental Beauty Holding (HK) Limited の子会社である株式会社ファイントゥデイホールディングス（旧商号：株式会社 Asian Personal Care Holding。以下「FTH」といいます。）との間で、2023 年 4 月 1 日を実行日として、分割会社が保有する承継会社の発行済株式の全部を FTH に譲渡すること及び分割会社の完全子会社でありベトナム工場を運営する Shiseido Vietnam Inc. の出資持分の全てを FTH に譲渡すること等に関する譲渡契約を締結いたしました。

詳細につきましては、分割会社の 2022 年 8 月 1 日付プレスリリース「パーソナルケア製品の生産事業譲渡に伴う会社分割（簡易吸収分割）等に関するお知らせ」をご参照ください。

### (5) 第 13 回無担保社債（サステナビリティ・リンク・ボンド）の発行

分割会社は、2022 年 12 月 2 日付で、2022 年 12 月 8 日を払込期日とする、第 13 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティ・リンク・ボンド）を総額 200 億円にて発行することを決定しております。

詳細につきましては、分割会社の 2022 年 12 月 2 日付プレスリリース「第 13 回無担保社債（サステナビリティ・リンク・ボンド）発行に関するお知らせ」をご参照ください。

## (6) 業績予想の修正

分割会社は、2022年8月10日に公表した2022年12月期通期連結業績予想を下記のとおり修正いたしました。

	売上高 百万円	コア営業利益 百万円	税引前利益 百万円	親会社の所有者に帰属する当期利益 百万円	基本的1株当たり当期利益 円 銭
前回発表予想 (A)	1,070,000	40,000	41,200	25,500	63.83
今回修正予想 (B)	1,067,000	51,000	50,500	34,000	85.10
増減額 (B-A)	△3,000	11,000	9,300	8,500	—
増減率 (%)	△0.3%	27.5%	22.6%	33.3%	—
(ご参考) 前期実績 (2021年12月期)	1,009,966	42,553	99,111	46,909	117.43

(注) 1. 前期実績については、IFRSによる金額を記載しています。

2. コア営業利益は、営業利益から構造改革に伴う費用・減損損失等、非経常的な要因により発生した損益（非経常項目）を除いて算出しています。

詳細につきましては、分割会社の2023年2月6日付プレスリリース「通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割株式会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割株式会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

### (1) 分割会社の債務の履行の見込みについて

本吸収分割の効力発生日以後における分割会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、本吸収分割の効力発生日以後において、分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

以上の点、並びに分割会社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、効力発生日以後における分割会社の債務の履行の見込みがあるものと判断いたしました。

### (2) 承継会社の債務の履行の見込みについて

本吸収分割の効力発生日以後における承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、本吸収分割の効力発生日以後において、承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

以上の点、並びに承継会社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、効力発生

日以後における承継会社の債務の履行の見込みがあるものと判断いたしました。

以上



## 吸収分割契約書

株式会社資生堂（以下「甲」という。）及び株式会社ファイントゥデイインダストリーズ（以下「乙」という。）は、2023年2月22日、以下のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（吸収分割の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲がその久喜工場において営む事業（以下「本事業」という。）を、吸収分割の方法により乙に承継させる（以下「本吸収分割」という。）。

### 第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲：吸収分割会社

（商号）株式会社資生堂

（住所）東京都中央区銀座七丁目5番5号

(2) 乙：吸収分割承継会社

（商号）株式会社ファイントゥデイインダストリーズ

（住所）埼玉県久喜市清久町5番

### 第3条（権利義務の承継）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙記載のとおりとする。
2. 本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。甲は、承継対象権利義務に含まれる債務について履行をしたとき（会社法第759条第2項に基づき履行をしたときを含む。）は、乙に対してその全額について求償することができる。
3. 乙は、承継対象権利義務に含まれる債務以外の甲の債務について履行をしたとき（会社法第759条第3項又は第4項に基づき履行をしたときを含む。）は、甲に対してその全額について求償することができる。

### 第4条（本吸収分割に際して交付する金銭等に関する事項）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、金銭等を交付しない。

### 第5条（乙の資本金及び準備金に関する事項）

本吸収分割により、乙の資本金及び準備金は増加しない。

#### 第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023年4月1日とする。但し、本吸収分割の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

#### 第7条（株主総会決議）

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定により、本契約に関する同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第1項の規定により、本契約に関する同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行う。

#### 第8条（競業避止）

甲は、乙が承継する本事業について、会社法第21条に基づく競業避止義務を負わないものとする。

#### 第9条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後から効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産、経営状態若しくは本事業に重大な変更が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第10条（本吸収分割の効力）

本契約は、前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

#### 第11条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）



本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2023 年 2 月 22 日

甲： 東京都中央区銀座七丁目 5 番 5 号  
株式会社資生堂  
代表取締役 魚谷 雅彦



乙： 埼玉県久喜市清久町 5 番  
株式会社ファイントゥデイインダストリーズ  
代表取締役 白川 正剛



承継対象権利義務明細

効力発生日において乙が甲から承継する権利義務は、次に定める甲の権利義務並びに甲及び乙が別途書面にて合意した甲の権利義務のうち、法令上承継可能なものとする。但し、当該甲の権利義務のうち、(i)当該甲の権利義務を本吸収分割により乙に承継するために、関係官庁（日本国内外を問わない。）の許認可が必要となる場合、若しくは第三者の同意若しくは承認等が必要となる場合（同意若しくは承認等を得ずに権利義務を承継した場合に当該第三者との間の契約の債務不履行事由若しくは解除事由に該当する可能性があるものを含む。以下、同じ。）であって、かかる許認可、同意若しくは承認等が得られないもの、又は(ii)甲及び乙が別途書面にて合意したものは承継対象から除外するものとする。

1. 資産

- ① 効力発生日において甲が所有又は保有し、本事業（但し、本①においては、甲が久喜工場において営む事業のうち、パーソナルケア製品の製造事業以外の事業（以下「対象外事業」という。）を除く。）のみに関連する以下の資産：
- (1) 甲及び乙が別途書面にて合意する現金及び預金
  - (2) 完成品在庫及び販売促進用品
  - (3) 原材料、容器・梱包材、仕掛品、消耗品及びその他在庫
  - (4) 機械、設備、機器、什器、金型その他の動産（甲及び乙が別途書面にて合意するものを含む。）
  - (5) 売掛債権（但し、甲及び株式会社ファイントゥデイ（旧商号：株式会社ファイントゥデイ資生堂）の間の2021年6月28日付製造委託契約書（その後の変更を含む。）の個別契約に基づく株式会社ファイントゥデイに対する売掛債権のうち甲及び乙が別途書面にて合意したもの（以下「非承継売掛債権」という。）を除く。）
  - (6) 別添に記載する建物及び構造物その他の不動産（建設中の建物を含む。）
  - (7) 本事業を運営するために必要な帳簿、記録及び書類（上記①柱書の定めにかかわらず、本事業以外の事業と共用しているものを含む。また、甲及び乙が別途書面にて合意する(i)原材料の調達条件に関する情報及び(ii)その他久喜工場において保管されている原材料の調達に関する書類、並びに本事業を運営するために必要な製造標準書を含む。）（原本が存在するものは原本とし、それ以外には写し（書面又は電磁的記録によるかを問わない。）とする。但し、本事業以外の事業と共用しているものについては、写しでも足りる。）（但し、甲の議事録又はそれに類する会社の記録を除く。）

- (8) 甲が保有する、本吸収分割に際して乙に承継される甲の従業員（以下「承継対象従業員」という。）の個人記録（全ての人事関連その他の記録を含む。）
- ② 以下の資産（以下「非承継資産」という。）は①に記載する承継対象の資産から除く。
- (1) 久喜工場の敷地（所在：久喜市清久町、地番：5番、地目：宅地、地積：98,149.87 m<sup>2</sup>）
  - (2) 甲及び乙が別途承継対象の資産から除外することに書面にて合意した製品の処方（以下「非承継対象処方」という。）、及びこれに関する権利及び知的財産権
  - (3) 非承継売掛債権

## 2. 債務

- ① 以下に定める事項のいずれかに起因又は関連する責任及び債務（簿外債務、偶発債務及び潜在債務を含む。）。なお、疑義を避けるために付言すると、本①に定めるものの以外の簿外債務、偶発債務及び潜在債務は承継されない。
- (1) 第3項に定める承継対象契約
  - (2) 承継対象従業員との間の雇用契約（退職金給付債務及び退職給付引当金を含む。）
- ② 本事業（但し、本②においては、対象外事業を除く。）のみに関連する未払費用
- ③ 以下の債務（以下「非承継債務」という。）は①及び②に記載する承継対象の債務から除く。
- (1) 承継対象従業員に関する、効力発生日までに発生している従業員の福利厚生又は報酬制度に関連する一切の債務
  - (2) 非承継資産に関連する一切の債務
  - (3) 甲が実施する設備投資等に関する甲及び乙が別途書面にて合意する契約（以下「設備投資等関連契約」という。）に基づく代金支払債務
  - (4) 電子記録債権法に基づき電子記録がなされている一切の債務
  - (5) 買掛債務及び未払金
  - (6) 租税債務

## 3. 契約（雇用契約を除く。）

効力発生日において甲が締結している契約のうち、本事業（但し、本3.においては、対象外事業を除く。）のみに関連する契約並びに甲及び乙が別途書面にて合意する契約（但し、非承継対象処方並びに甲及び乙が別途書面にて合意した製品の原料に関する契約並びに雇用契約を除くが、設備投資等関連契約を含む。以下「承継対象契約」という。）に係る契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務（但し、非承継資産及び非承

継債務を除く。)並びに承継対象契約に係る契約書その他関連書類の原本(原本が存在しない場合は写し(書面又は電磁的記録によるかを問わない。)とする。)

4. 雇用契約等

効力発生日において本事業に主として従事する甲の従業員のうち別途甲及び乙が書面にて合意する者との間の雇用契約に係る契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務(但し、非承継債務を除く。)並びに当該雇用契約に係る契約書その他関連書類の原本(原本が存在しない場合は写し(書面又は電磁的記録によるかを問わない。)とする。)

別

N

1

2

3

4

5

6

7

8

9

別添

承継対象建物

No.	所在	家屋番号	種類	構造	床面積 (m <sup>2</sup> )
1	久喜市清久町 5 番地	5 番	事務所・ 研究所	鉄骨造亜鉛メ ッキ鋼板葺・ 陸屋根 5 階建	1 階 : 2,019.58 2 階 : 2,019.25 3 階 : 694.62 4 階 : 694.62 5 階 : 694.62
2		5 番 附属建物符号 1	第 1 工場	鉄骨造亜鉛メ ッキ鋼板ぶき 4 階建	1 階 : 2,390.18 2 階 : 1,643.09 3 階 : 518.99 4 階 : 656.13
3		5 番 附属建物符号 2	第 2 工場	鉄筋コンクリ ート造陸屋根 2 階建	1 階 : 1,063.08 2 階 : 947.02
4		5 番 附属建物符号 3	第 3 工場	鉄筋コンクリ ート造亜鉛メ ッキ鋼板葺 2 階建	1 階 : 9,369.83 2 階 : 7,118.39
5		5 番 附属建物符号 4	倉庫	鉄骨造亜鉛メ ッキ鋼板葺 2 階建	1 階 : 10,055.78 2 階 : 1,587.29
6		5 番 附属建物符号 5	エネルギー 室	鉄骨造亜鉛メ ッキ鋼板葺平 家建	1,193.82
7		5 番 附属建物符号 6	ボイラー室	鉄骨造亜鉛メ ッキ鋼板葺平 家建	366.54
8		5 番 附属建物符号 7	特高変電室	鉄骨造陸屋根 3 階建	1 階 : 156.25 2 階 : 156.25 3 階 : 100.45
9		5 番 附属建物符号 9	排水処理場	鉄筋コンクリ ート造亜鉛メ	1 階 : 215.38 2 階 : 287.64

No.	所在	家屋番号	種類	構造	床面積 (m <sup>2</sup> )
				ツキ鋼板葺 2 階建	
10		5 番 附属建物符号 10	危険物倉庫	鉄筋コンクリ ート造亜鉛メ ッキ鋼板葺平 屋建	150.00
11		5 番 附属建物符号 11	守衛所	鉄骨造亜鉛メ ッキ鋼板葺平 家建	40.00
12		5 番 附属建物符号 12	ポンプ室	鉄骨造亜鉛メ ッキ鋼板葺平 家建	65.12
13		5 番 附属建物符号 13	第 6 工場	鉄骨造亜鉛メ ッキ鋼板葺 2 階建	1 階 : 363.01 2 階 : 363.01
14		5 番 附属建物符号 14	温蔵庫	鉄骨造陸屋根 平家建	58.50
15		5 番 附属建物符号 20	車庫	軽量鉄骨造亜 鉛メッキ鋼板 葺平家建	32.42
16		5 番 附属建物符号 24	倉庫	軽量鉄骨造ビ ニール板葺平 家建	450.00
17		5 番 附属建物符号 25	第 4 工場	鉄骨造亜鉛メ ッキ鋼板葺 3 階建	1 階 : 1,966.96 2 階 : 1,592.73 3 階 : 248.32
18		5 番 附属建物符号 26	第 5 工場	鉄骨造亜鉛メ ッキ鋼板葺 3 階建	1 階 : 6,051.48 2 階 : 4,953.54 3 階 : 685.40
19		5 番 附属建物符号 27	倉庫	鉄筋コンクリ ート造陸屋根 平家建	22.33
20		5 番 附属建物符号 28	倉庫	軽量鉄骨造亜 鉛メッキ鋼板 葺 2 階建	1 階 : 134.04 2 階 : 128.76

No.	所在	家屋番号	種類	構造	床面積 (m <sup>2</sup> )
21		5 番 附属建物符号 29	作業所	軽量鉄骨造 鉛メッキ銅板 葺平家建	240.62
22		5 番 附属建物符号 30	倉庫	鉄骨造ビニール板 ぶき平家建	234.00
23		5 番 附属建物符号 31	倉庫	鉄骨造ビニール板 ぶき平家建	711.20
24		5 番 附属建物符号 32	温蔵庫	鉄骨造合金メッキ鋼板 ぶき平家建	166.67





## 別紙2 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表

貸借対照表  
令和4年9月1日（設立日現在）

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	100,000,000		
現金及び預金	100,000,000		
		負債合計	
		(純資産の部)	
		株主資本	100,000,000
		資本金	100,000,000
		純資産合計	100,000,000
資産合計	100,000,000	負債・純資産合計	100,000,000